

令和3年度・4年度に呉市が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る主観的事項に関する点数の算出方法について

(令和2年10月5日)

呉市建設工事入札参加資格者の審査基準（平成5年7月22日制定）第5条に規定する令和3年度及び令和4年度の入札参加資格における主観的事項に関する点数の算出は次表のとおりとする。

なお、(1)及び(2)の項目については全ての申請業者を対象とし、(3)から(11)の項目については市内・準市内業者（建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店・支店等）を呉市内に有するもの）を対象とする。

項目	算定する評価内容・数値
(1) 呉市及び呉市上下水道局が発注し、完成検査した建設工事の工事成績評価	<p>平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に完成検査した呉市及び呉市上下水道局発注工事について、呉市請負工事成績評定要領（平成26年5月13日実施）による評定の結果（工事成績評定点。以下、「評定点」という。）及びその件数に基づき、次の算式により算出した点数の合計</p> <p>① 評定点が80点以上の工事 : (20点) × 該当工事件数 ② 評定点が70～79点の工事 : (10点) × 該当工事件数 ③ 評定点が60～69点の工事 : (0点) × 該当工事件数 ④ 評定点が50～59点の工事 : (-10点) × 該当工事件数 ⑤ 評定点が49点以下の工事 : (-20点) × 該当工事件数</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体で受注した工事は、構成員全てに上記点数を付与する。</p>
(2) 呉市の指名停止等の措置状況	<p>平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間において、呉市から受けた指名停止等の措置の状況に応じ、次の算式により算出した点数の合計</p> <p>① 指名停止 : (-5点) × 指名停止の期間の月数 ② 資格停止 : (-5点) × 資格停止の期間の月数 ③ 参加制限 : (-5点) × 競争入札に参加させない期間の月数 ④ 文書注意 : (-3点) × 文書注意を受けた回数 ⑤ 口頭注意 : (-1点) × 口頭注意を受けた回数</p> <p>なお、上記期間において1月に満たない日数がある場合は、当該日数を切り捨てる。</p>
(3) 環境マネジメントシステムについてエコアクション21の制度における認証・登録の有無又は	<p>申請業者が、申請日において、エコアクション21の認証・登録又はISO14005準拠の制度における合格判定を受けている場合（建設業に関するものに限る。）：5点</p> <p>ただし、いずれも申請業者の呉市内にある営業所（建設業法第3条第1項に規定する本店又は支店等。以下の項目についても同じ。）が認証・登録又は合格判定を受けているものに限る。</p>

ISO14005準拠の制度における合格判定の有無													
(4)障害者雇用の状況	<p>申請業者が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づく報告義務のある場合は、申請日直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は申請日現在において</p> <table border="1" data-bbox="528 510 1374 656"> <tr> <td colspan="2">① 報告義務のある事業所</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率が2.2以上の場合：</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率が4.4以上の場合：</td> <td>10点</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="528 678 1374 772"> <tr> <td colspan="2">② 報告義務のない事業所</td> </tr> <tr> <td>障害者の雇用人数が1人以上の場合：</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>ただし、②については、呉市と契約を締結する権限を有している呉市内の事業所で雇用している者に限る。</p>	① 報告義務のある事業所		障害者雇用率が2.2以上の場合：	5点	障害者雇用率が4.4以上の場合：	10点	② 報告義務のない事業所		障害者の雇用人数が1人以上の場合：	10点		
① 報告義務のある事業所													
障害者雇用率が2.2以上の場合：	5点												
障害者雇用率が4.4以上の場合：	10点												
② 報告義務のない事業所													
障害者の雇用人数が1人以上の場合：	10点												
(5)一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の学習単位数	<p>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における申請業者ごとの前年度及び前々年度の学習単位数（CPDSユニット数）</p> <table border="1" data-bbox="472 976 1426 1070"> <tr> <td>単 位</td> <td>1～19</td> <td>20～39</td> <td>40～59</td> <td>60～79</td> <td>80～</td> </tr> <tr> <td>配 点</td> <td>2点</td> <td>4点</td> <td>6点</td> <td>8点</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>なお、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に加点する。</p> <p>ただし、申請業者の呉市内にある営業所に所属する有資格技術者に係るものに限る。</p>	単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～	配 点	2点	4点	6点	8点	10点
単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～								
配 点	2点	4点	6点	8点	10点								
(6)建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士等の認定時間数	<p>建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における申請業者ごとの前年度及び前々年度の学習時間数（CPD認定時間数）</p> <table border="1" data-bbox="472 1435 1426 1529"> <tr> <td>時 間</td> <td>1～19</td> <td>20～39</td> <td>40～59</td> <td>60～79</td> <td>80～</td> </tr> <tr> <td>配 点</td> <td>2点</td> <td>4点</td> <td>6点</td> <td>8点</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>なお、建築一式工事、電気工事及び管工事に加点する。</p> <p>ただし、申請業者の呉市内にある営業所に所属する有資格技術者に係るものに限る。</p>	時 間	1～19	20～39	40～59	60～79	80～	配 点	2点	4点	6点	8点	10点
時 間	1～19	20～39	40～59	60～79	80～								
配 点	2点	4点	6点	8点	10点								
(7)呉市建設業危機管理対策協議会への加入状況	<p>申請業者が、申請日において、呉市災害時応援協定に基づき、呉市建設業危機管理対策協議会会員として登録されている場合：5点</p>												
(8)消防団協力事業所の認定の有無	<p>申請業者が、申請日において、呉市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、呉市消防団協力事業所の認定を受けている場合：5点</p> <p>ただし、申請業者の呉市内にある営業所が認定を受けているものに限る。</p>												

<p>(9) 地域環境維持 向上活動の状 況</p>	<p>申請業者が、申請日において、次に掲げるいずれかの団体の認定を受け、又は協定を締結しており、かつ申請日の属する年度の前年度において当該団体としての活動の実績がある場合：5点</p> <p>① 広島県アダプト活動（マイロード・ラブリバー）認定団体 ② 呉市ふれあいロード推進団体 ③ 呉市ふれあいリバー推進団体 ④ 呉市ふれあい花壇協定団体</p> <p>ただし、いずれも申請業者の呉市内にある営業所が認定を受け、又は協定を締結しているもので、かつ、呉市域内での活動実績に限る。</p>
<p>(10) 建設業労働 災害防止協会 への加入状況</p>	<p>申請業者が、申請日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合：5点</p> <p>ただし、申請業者の呉市内にある営業所が加入しているものに限る。</p>
<p>(11) 協力雇用主 登録又は暴力 団離脱者社会 復帰支援事業 協力事業所登 録の有無</p>	<p>申請業者が、申請日において、次のどちらか一方又は両方に登録されている場合：5点</p> <p>① 広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合 ② 公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合</p> <p>ただし、申請業者の呉市内にある営業所が登録されているものに限る。</p>